

院内感染症対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

安全で質の高い医療サービスを提供するために、職員は院内感染を起こさないように感染対策を実施し、院内感染対策委員会は全職員の感染管理の質向上を図りながら、院内感染防止を目指すものです。

2. 院内感染対策のための組織体制

当院は院内感染を防止し、院内感染発生した場合は病院全体として取り組む以下の体制を整えています。

- 1) 院内感染対策委員会
各部署代表者で構成し、院内感染対策活動の中核的役割を担います。
- 2) 院内感染対策チーム会
各部署担当者で構成し、感染対策全般に関する事項の具体的な提案・実行・評価を行います。
- 3) 院内感染管理者
院内感染対策のリーダーであり、他の医療機関との情報ネットワーク構築と情報提供を行います。

3. 院内感染対策のための業務内容

- 1) コンサルテーション（相談・対応）
- 2) サーベイランス（院内感染の現状や発生を迅速かつ継続的に把握・対応・評価）
- 3) レギュレーション（規約の策定および改訂）
- 4) 院内ラウンド
- 5) 抗菌薬適正支援（抗菌薬の適正使用に関する事項のモニタリングと提案・支援・評価）
- 6) 職員の教育・研修（最新情報の提供・指導など）

4. 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の予防及びまん延の防止を図るため、院内における感染症の発生状況を提供し、リアルタイムな情報の共有に努めます。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

- 1) 通常時の対応
感染患者が発生した場合は、担当医又は看護師は院内感染対策チーム会に報告するとともに「感染症発生報告書」を提出します。
- 2) 緊急時(重大な院内感染等の発生)の対応
緊急時(重大な院内感染等の発生)は、報告書を作成し、院内感染対策委員会に速やかに報告し、その判断に従い委員会を開催し速やかな対策を講じます。

6. 指針の閲覧に関する基本方針

患者様が安心して医療を受けられるために、当院の「院内感染対策のための指針」について、その内容を公開しています。

7. 地域連携に関する基本方針

- 1) 新型インフルエンザに代表されるような新興感染症・再興感染症を制御するため、地域連携を図っています。
- 2) 地域連携ネットワークの一員として、地域の医療機関の感染管理の向上を支援します。